

宇城市
第3期障がい者計画
【概要版】

平成30年3月

熊本県宇城市

計画策定の趣旨

計画策定の背景・目的

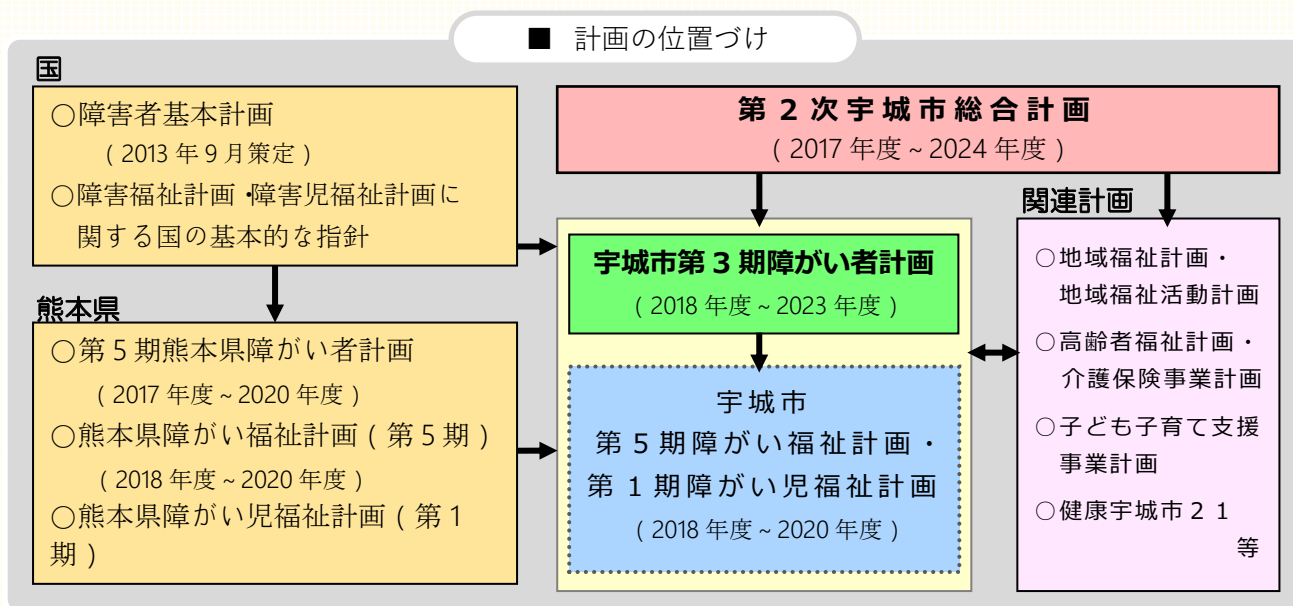
宇城市では、平成 23 年度に「宇城市第 2 期障がい者計画 第 3 期障が福祉計画」、平成 26 年度に「宇城市第 4 期障がい福祉計画」を策定しました。障がい者の地域生活におけるニーズの多様化に対応するため、国は平成 23 年に「障害者基本法」の改正を行いました。また、平成 25 年に「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正しました。

本計画はこのような状況を踏まえ、ノーマライゼーション¹の理念の下、障がい者の自立した日常生活及び社会活動参加の増進を図る障がい者福祉の実現を目的に、策定を行います。

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「第 2 次宇城市総合計画」（平成 29 年 3 月策定）を上位計画とし、本市の障がい者施策における基本的な計画として策定するものです。

また、熊本県の「第 5 期熊本県障がい者計画」を踏まえた計画の策定を行います。



計画期間

本計画は、2018 年度から 2023 年度までの 6 年間を計画期間とします。

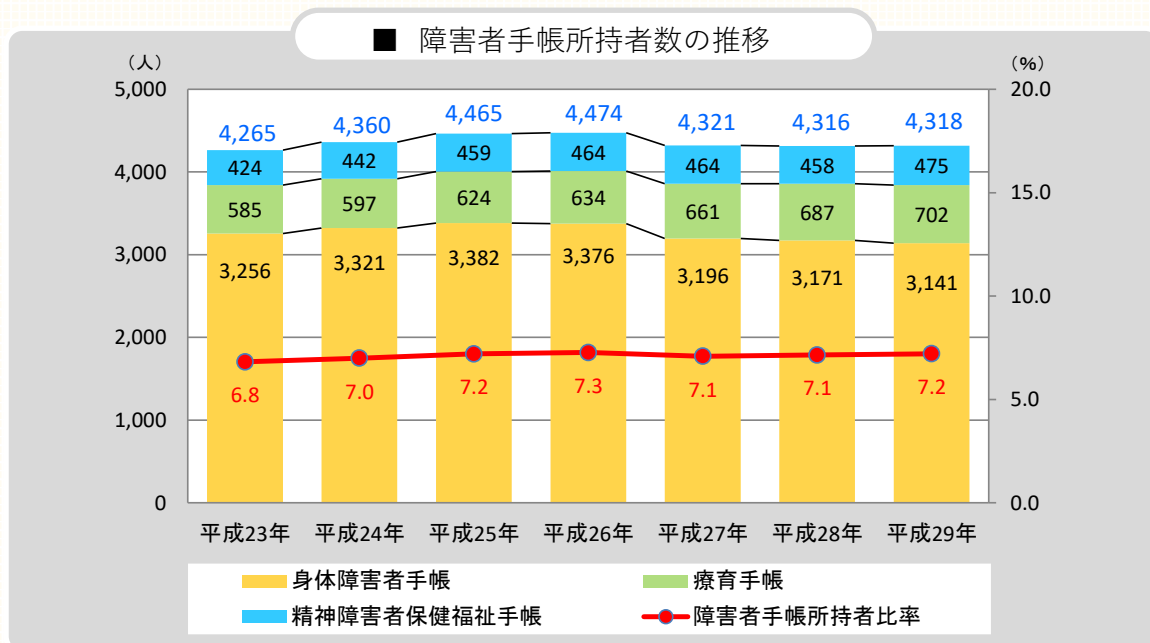
¹ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

障がい者の状況

障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は 4,318 人（平成 29 年 6 月 1 日時点）で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、7.2%となっています。

3 種類ある障害者手帳のうち最も多い身体障害者手帳所持者数は、近年減少傾向にあります。その反面、平成 23 年からの 6 年間で、療育手帳所持者数は 117 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 51 人増え、増加傾向がみられます。



障がい者施策の課題整理

課題整理

- 1 障がい者への理解や差別解消が求められています。
- 2 障がい児教育の充実、障がい者の社会参加の促進が求められています。
- 3 医療機関従事者の専門性の向上が求められています。
- 4 障がい特性に応じた情報提供の充実や情報の充実が求められています。
- 5 就労環境の改善や就労支援の充実が求められています。
- 6 安心して生活できる環境の整備が求められています。
- 7 障がい者のニーズに応じたサービスの提供、相談支援体制の強化が求められています。
- 8 災害時の安全の確保が求められています。

計画の基本的な考え方

基本理念

誰もが地域でともに生き・支え合い・参画できる
福祉のまち 宇城市

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

施策の方向性

1

人にやさしい まちづくりの推進

障がいのある人が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。



2

個人としての 尊厳の尊重

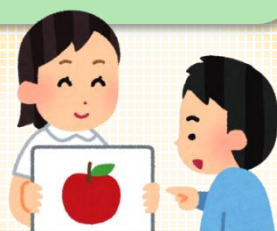
障がいのある人の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。



3

自立に向けた 生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。



4

地域における 社会参加の促進

障がいのある人が地域で自分らしく生活ができる社会の実現に向け、療育、教育の充実や、就労等の社会参加の促進を図ります。



計画の体系

【基本理念】

誰もが地域でともに生き・支え合い
参画できる 福祉のまち 宇城市

【施策の方向性】

人にやさしい
まちづくり
の推進

個人としての
尊厳の尊重

自立に向けた
生活支援の充実

地域における
社会参加の促進

【施策】

① 生活環境の整備

② 情報アクセシビリティの向上

③ 防災、防犯等推進

④ 差別の解消及び権利擁護の推進

⑤ 行政等における配慮の充実

⑥ 生活支援の推進

⑦ 保健・医療の推進

⑧ 教育の振興

⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援

⑩ 生涯学習、文化芸術活動・
スポーツの振興



1

人にやさしいまちづくりの推進

① 生活環境の整備

一人暮らしの障がいのある人や、本人とその介助者の高齢化などが進んでいます。そこで、障がいのある人やその家族が地域で安心した生活を送れるよう、住宅の改修費用の助成や各種制度の周知・活用の促進、バリアフリー化された公営住宅の確保などが求められます。



- 安全な住宅の確保
- 移動しやすい環境の整備
- アクセシビリティに配慮した公共施設等の整備
- 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

② 情報アクセシビリティの向上

情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用する障がい者や福祉関係者も増えていることから、市役所などの行政情報へのアクセシビリティが重要となっています。



- 行政情報アクセシビリティの向上
- 情報提供の充実
- 意思疎通支援の充実

③ 防災・防犯等の推進

防災訓練等を通じて障がいのある人を含む、住民の防災意識の向上や、自主防災組織の結成により、行政・住民・関係機関が連携して地域の防災体制の強化を図ることが求められます。



- 防災対策の推進
- 災害時の避難支援体制の確立
- 防犯対策の推進

2

個人としての尊厳の尊重

④ 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人への差別解消の理念を市民に浸透させるとともに、障がい特性に対する理解を促進することが求められています。



- 啓発・広報の推進
- 福祉教育の推進
- 地域の人との交流の促進
- ボランティア活動の促進

⑤ 行政等における配慮の充実

障害があることで事務手続きに困難を抱える場合があります。市や行政機関の職員等が障害の意味や内容を理解し、適切な配慮が行われるように意識の徹底を図る必要があります。



- 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進
- 選挙における配慮等

自立に向けた生活支援の充実

⑥ 生活支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、一人ひとりのニーズとライフステージに応じたきめ細かなサービスが質・量ともに確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していく必要があります。

取組

- 生活支援の充実
- 地域移行支援の充実
- 相談支援体制の構築
- 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 人材の育成と確保

⑦ 保健・医療の推進

健康相談、健康教育、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査など、各ライフステージに応じた疾病の予防と早期発見、市民総ぐるみによる健康づくりの推進が求められています。

取組

- 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- 保健・医療の充実
- 保健・医療を支える人材の育成・確保
- 精神保健・医療の適切な提供

地域における社会参加の促進

⑧ 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に遊び、共に学ぶ機会をつくり、個性を尊重し合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

取組

- インクルーシブ教育システムの推進
- 教育環境の整備

⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援

ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等をはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援し、雇用後の職場定着支援までの総合的な就労支援が求められます。

取組

- 総合的な就労支援
- 障がい者雇用の促進
- 福祉的就労の底上げ
- 経済的自立支援
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

⑩ 生涯学習、文化芸術活動・スポーツの振興

障がいのある人の年齢や障がいの特性に応じた生涯学習を可能とする環境が求められます。

取組

- 生涯学習の振興
- スポーツ活動の振興
- 文化芸術活動の振興

計画の推進体制

計画の推進体制

本計画における施策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の総合計画や地域福祉計画等の上位計画及びその他の個別福祉計画との連携を図り、社会経済状況や市民ニーズの変化に対応した適切な事業の展開を図ります。

また、宇城地域自立支援協議会等関係機関及び庁内関係各課による連携を強化し、総合的に施策の取組を実施します。

計画推進のためのネットワーク構築

本計画の推進については、社会福祉課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者関係団体、サービス提供事業者、保健医療機関、ボランティア等の民間団体等の地域ネットワークの構築、強化を進めていきます。

広域的な対応が必要な施策については、宇城圏域及び県と連携を図ってその実現に努めます、また、国・県には、行財政上の措置に関する要請を必要に応じて行います。

広報・啓発活動の推進

本計画について、市の広報紙やホームページ等で周知を図るとともに、障がいのある人と地域住民、関係団体等が協力して実施していくことができるように、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を推進します。

進捗状況の管理及び評価

本計画の着実な推進を図るため、各分野における成果目標を設定します。

本計画の施策の実施状況を把握し、進捗状況の管理を行い、次期障がい者計画策定時に成果目標の達成状況を検証します。

また、社会情勢の変化等に伴い、本計画の見直しが必要な場合には、計画期間中に関わらず、本計画の適正な評価・見直しを行います。

宇城市第3期障がい者計画（概要版）平成30年3月

編集・発行 熊本県宇城市 健康福祉部 社会福祉課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL：0964-32-1111 FAX：0964-32-0110 URL：<http://www.city.uki.kumamoto.jp>